

職員組合交渉概要	
交渉日時	令和7年7月1日(火) 16:30 ~ 16:55
提案概要	育児・介護休業法の改正その他の理由に伴う休暇制度の改正について 確定要求書にかかる重点交渉事項について
労使の別	主張の要旨
市 (あいさつ)	<p>本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>今回は、育児・介護休業法改正に伴う職員の休暇等の改正について協議をさせていただくため、この場を設けております。</p> <p>職員組合側からも、確定要求書にかかる総務部長交渉の申し入れをいただいておりますので、この機会に併せて設けさせていただきたいと思っております。それではさっそく始めさせていただきます。</p>
市 (あいさつ)	<p>職員組合の皆様には、日頃から市政運営にご理解、ご協力をいただき、感謝申し上げます。</p> <p>それでは、今回の交渉内容でございますが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度10月に施行される、育児・介護休業法の改正等に伴い、条例・規則を改正して、職員の休暇・休業制度の整備を図る必要が生じております。 ・また、令和7年2月12日付けの「確定要求書に係る回答について」の一部内容について、さらに協議を行うための重点交渉を実施するものと認識しております。 <p>本日はどうぞよろしくお願いいたします。</p>
組合 (あいさつ)	<p>当局の皆様におかれましては、日頃より職員組合の活動に対しご理解をいただき、誠にありがとうございます。本日はお忙しい中、協議の場を設けていただきましたこと、重ねてお礼申し上げます。</p> <p>佐倉市職員組合は、組織の目的である職員の勤務条件の維持改善、職員の文化的、社会的地位の向上のために活動することを念頭に、今後ともみなさまとの交渉や意見交換に臨みたいと存じます。</p> <p>本日はよろしく申し上げます。</p>
市	<p>ありがとうございました。それでは、早速説明に入らせていただきます。</p>
市 (育児・介護 休業法の改正)	<p>公務員の部分休業制度の改正を内容とする「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」が令和7年10月1日に施行されます。</p> <p>当該法改正では、育児をする職員の部分休業や介護休暇制度</p>

<p>その他の理由に伴う休暇制度の改正について)</p>	<p>の整備等が行われることから、佐倉市においても、この法改正の内容に沿った形で、条例及び規則改正を行おうとするものであり、今回協議させていただくものとなります。</p> <p>次に、改正の内容についてご説明いたします。</p> <p>これまで、部分休業及び時間単位で取得する介護休暇は、始業または終業時に取得するものでしたが、その取得する時間帯の制限を撤廃するものとなります。</p> <p>また、部分休業につきましては、1日2時間を上限とする部分休業に加えて、新たに1年につき10日の範囲内で部分休業の取得を認めるものです。</p> <p>今回の改正内容を含めて、子が3歳になるまでの適切な時期に、仕事と育児の両立支援制度についての情報提供と制度利用の意向確認を行うことが義務付けられますが、人事課では、対象職員に対しまして、面談や書面交付等により行ってまいります。</p>
<p>市</p>	<p>それでは質疑に移ります。</p> <p>何かございますでしょうか？</p>
<p>組合</p>	<p>ご説明ありがとうございました。部分休業の拡充に係る育児休業条例の改正、及び、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等に係る職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正については、趣旨と内容について理解いたしました。子の養育に関する施策が充実するものであると捉えておりますが、制度内容については複雑なところがありますのでわかりやすく周知していただき、取得者に不利益が生じないような運用をしていただくようお願い致します。</p> <p>また、介護休暇の取得時間帯の制限の廃止に関する規則の改正については、職場委員会に諮問しその結果を踏まえ回答致します。</p>
<p>市</p>	<p>承知いたしました。それでは、育児・介護休業法改正に伴う職員の休暇等の改正についての協議はこれで終了とさせていただきますが、他に何かございますか。</p> <p>特にないようであれば、この後は、確定要求書に関する重点交渉として意見交換を行いたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
<p>組合 (重点交渉事項：①調整担</p>	<p>この場をお借りして、2月にいただきました確定要求の回答について、3点協議をさせていただきたいと思います。</p> <p>まず1点目は、調整担当業務の2人担当制についてです。令和6年度から導入された2人担当制の効果検証について要求を</p>

<p>当者業務について)</p>	<p>し、アンケート調査を実施予定との回答をいただいておりますが、その後の進捗についてお伺いします。</p>
<p>市</p>	<p>調整担当業務の2人制にかかるアンケート調査につきましては、行政管理課において、令和7年2月に、調整担当者全員を対象に実施しました。</p> <p>対象者32名に対して、28名の回答があり、その取りまとめ結果として、次のような内容となりましたので、ご紹介いたします。</p> <p>【結果に対する考察として】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人担当制を経験した職員に対し、昨年度の2人担当制の導入により事務負担が軽減されたか、を聞いた結果としては、母数5名と少ないものの、このうち4名は事務負担が軽減されたと回答していることから、2人制の効果はみられると考えます。 ・また、業務量としては、調整担当のうち主担当となる『副主幹又は主幹』に偏る傾向があること、難易度やストレスの度合いについても、『副主幹又は主幹』のほうが高く感じている傾向があります。 ・この傾向は、副担当である『主査補又は主査』への業務の振り分けが不十分なことから生じていると思われる。 <p>【次年度へ向けた改善提案として】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回のアンケートにおいて、福祉部からは、①事務分担表、②業務管理表が参考資料として提供されました。これがアンケート結果とともに共有されていますので、主担当と副担当の業務分担や進捗管理に役立ててもらえるよう周知がなされています。 ・調整担当の職位や人数については、特定の職員に負担が集中しないよう、負担軽減、平準化に向けて、今後も引き続き検討していきたいと考えております。
<p>組合 (重点交渉事項：②カスハラ対策について)</p>	<p>ありがとうございます。複数人担当制については一定の効果が認められるものの、業務負担の偏りがある結果になっているかと思われますので、役割分担の明確化など、提案に基づいた改善が実現されるように努めていただければと思います。当組合としましても引き続き注視してまいります。</p> <p>続きまして2点目ですが、カスハラ対策についてです。昨年の部長交渉の際に対策について要求をし、当局にはアンケート調査の実施と啓発ポスターの配布を実施していただいたところですが、今後については何か新たな対策の実施の予定はありません。</p>

	<p>すでしょうか。</p>
市	<p>本年1月に実施したカスハラに関する実態調査では40.5%の職員が迷惑行為を受けた経験があるとの回答がありました。カスハラ対策は、民間や各公務団体においても、取り組みが進められていますので、周辺の状況を調査しつつ、さらなる施策を検討してまいりたいと考えております。</p>
組合 (重点交渉事項：③育休・療休に対する代替職員について)	<p>ありがとうございます。職員組合で実施したアンケートでも同様の調査結果が得られており、多くの職員への働き方に影響のある問題だと捉えておりますので、引き続きさらなる対策を検討していただければと思います。</p> <p>そして3点目ですが、療養休暇や育児休業の職員が所属する職場における対応についてです。</p> <p>療養休暇や育児休業の職員がいる場合、その職員が担当していた職務内容や復帰のタイミング等、個々に条件は異なると思われませんが、その代替職員の適正な配置に向けては、具体的にどのような取組をされているのかお伺いします。</p>
市	<p>育児休業の職員には任期付職員を、療養休暇の職員には臨時的任用職員や会計年度任用職員を、それぞれ代替職員として配置しております。一方で、代替職員の不足により、一部所属に対して、十分に人員を配置できてない現状もあることから、より臨機応変に人員を確保するため、任期付職員の通年での募集を開始したところです。今後も、課題を整理しながら、さまざまな取り組みを講じてまいりたいと考えております。</p>
組合 (その他・窓口開庁時間の短縮について)	<p>ありがとうございます。休暇・休業に基づく職場の実務上の欠員は事前に予見できないことに加え、新規採用職員の確保に苦労しているところ、突発的な人員補充はことさら難しい課題であると認識していますが、今後も全国的な事例を注視しつつ、代替職員や新規職員の採用による必要な人員の確保を実施していただくよう要望します。</p> <p>確定要求の回答に係る重点交渉についてはこれで以上とさせていただきますが、その他に協議をさせていただきたいことがございます。</p> <p>昨年度協議している窓口開庁時間につきまして、さらなる短縮に向けた取り組みを実施していただきありがとうございます。この場をお借りして感謝申し上げます。</p> <p>現在、短縮に係るヒアリングを実施いただいているところかと思いますが、モデル実施を受けて現時点で何か反響はございましたでしょうか。</p>
市	<p>窓口受付時間の変更については、こうほう佐倉による事前の</p>

	<p>周知と併せて、来庁者へのアンケートも行いましたが、批判的な意見や混乱もありません。</p> <p>また、開始後には、他の自治体からも問合せを受けるなど、注目される取組みとなっております。</p> <p>今後、8月以降には、職員の働き方改革を推進する観点から、現在、短縮実施している所属の窓口受付時間を見直してさらに短縮し、9時から16時半までとした上で、全庁での実施に向けて、試行的な取組みを進めて参りたいと考えております。</p>
<p>組合 (その他・クールベストの導入について)</p>	<p>ありがとうございます。引き続き、市民サービスへの影響や職員の反応を考慮しながら取組を推進していただければと思います。</p> <p>また、1月の交渉の際に要望したクールベストの貸与についてですが、年々暑さが厳しくなっている状況です。厚生労働省が労働安全衛生規則を改正し、6月1日から熱中症対策の義務化がなされているところですので、貸与制度の導入について、改めてお願いをさせていただきます。</p>
<p>市</p>	<p>クールベストの貸与につきましては、様々なタイプの製品がありますので、どのようなタイプのものを導入するのが効果的か、今年度は、その費用対効果も含めて検証してまいりたいと考えております。</p>
<p>組合</p>	<p>前向きにご回答いただきありがとうございます。予算が限られている中とは思いますが、気候変動が激しい中で職員の労働環境に直結する問題になりますので、ぜひお願いします。</p> <p>こちらから協議したい事項はこれで以上になります。</p>
<p>市</p>	<p>それでは、以上を持ちまして協議は終了とさせていただきます。本日はお集まりいただきましてありがとうございました。</p>